

20歳から18歳への成年年齢引き下げと未成年者喫煙禁止法について

—高校の喫煙防止指導と保護者との連携—

渡津 英一郎（愛知大学 非常勤教員）

はじめに

喫煙は年齢に関わらず、健康への影響をはじめ様々な問題点が指摘されている。近年は、周囲の家族や職場の同僚にまで害悪を及ぼす受動喫煙や三次喫煙としても問題とされるようになった。その悪影響は繰り返し平易に説明され、現在では誰もが程度の知識をもっている。

特に高校生など未成年には、健康上深刻な影響があるとして、法律で保護し吸わせないようにしている。高校では、喫煙に対して特別な指導として家庭謹慎など厳しい指導が行われている。ところが現在でも高校生が、ゲームセンター、公園や路上などで隠れて吸っているのを見かける。

2000年は未成年者喫煙禁止法制定100周年となり、これを契機に法律は改正され、喫煙対策はより厳しいものとなった。その成果もあり、喫煙者は着実に減少している。その後も、受動喫煙など健康への関心が高まり、健康増進法の一部改正（2020年）など、より徹底した喫煙防止対策がとられるようになった⁰¹⁾。

ところで2018年の通常国会において、民法が改正され成年年齢が引き下げられた。成年となっても、喫煙や飲酒、競輪、競馬、ポートレースなど公営ギャンブルは、健康被害やギャンブル依存症対策として、20歳になるまで認められていない。しかし民法改正の内容

が、どこまで周知されているか危惧されている。2022年4月1日から、高校では三年生が誕生日を迎えると成年になり、全生徒に占める成年の割合が高くなる。喫煙に関する校則・生徒指導の基準が揺らぐこと、保護者の生徒指導への協力に迷いが生ずることなど懸念が高まっている。

従来どおりの教育を推進するには、高校の一貫した厳しい指導と併せて、保護者の十分な理解と協力が不可欠である。本稿はこのような状況下、特に高校生の喫煙による犠牲者をなくすため、健康に関する意識を高め、煙草を吸わせない指導が如何にあるべきか考察した。

一、喫煙の実態と問題点

1. 喫煙の流行

ひとたび伝えられた喫煙行為は、人々の生存への悪影響や特定の規制があっても、世界中の人々に習慣として身に付き流行することとなった。

ヨーロッパに煙草が伝えられたのは、1492年、コロンブスのアメリカ大陸発見の頃とされる。サンサルバドル島で原住民の喫煙を目撃したという記述などが残されている。その後ヨーロッパに紹介され、未知なものに興味関心をもち、洒落たことをいち早く嗜みたい人々によって、100年余りの間に全世界に拡散した⁰²⁾。

我が国へはヨーロッパから船員や宣教師が九州にもって来たと言われる。鉄砲伝来が1543年、キリスト教伝来が1549年であり、ほぼこの頃、16世紀の末から17世紀の初頭だろうと推測されている。コロンブスのスペイン帰着は1493年であり、当時の通信・交通手段からして急速な拡散ぶりである。伝えられた当初は、風紀の乱れ、火事、米や麦などの農業に悪影響があると禁じられたこともあった。しかし、如何なる規制があっても密かに流行したようで、容認された後はより多くの人に親しまれるようになった⁰³⁾。

明治時代、日清戦争後は軍備拡張に要する財政収入を得るため、煙草は専売制がとられるようになった。一方この頃、未成年者喫煙禁止法が制定された。国の富国強兵策のうち、富国策として煙草の専売制を推進し、強兵策として青少年の健康を守るためこの法が定められたといわれる⁰⁴⁾。

近年、我が国の喫煙者数は減少傾向にある。日本たばこ産業の調査(2018年)によると、成人男性の平均喫煙率は27.8%である。1966年のピーク時83.7%と比較し、約50年間で急激に減少したといえる。成人男性の喫煙率は減少し続けているが、外国と比べると高い状況にあり、約1400万人が喫煙していると推定されている。成人女性の平均喫煙率は8.7%で、こちらも1966年のピーク時より減少している⁰⁵⁾。健康に関する関心が高まり、研究の成果として悪影響が説かれるようになったこと、メディアなどが喫煙を社会問題として報道し、行政が熱心に取り組んだ成果といえる⁰⁶⁾。とはいえ、喫煙者数・煙草の流通量

はともに減っているが、なおいっそう禁煙を推し進めるべき状況にある⁰⁷⁾。

2. 煙草の効能

・開放感・爽快感

煙草は、普段口にする美味しい飲食物のような味覚は感じない。体に必要な栄養を摂取できるものでもない。薬用・強壯剤として効能があるとされるが、これら薬効を知る人は少なく、その為に吸う人はほとんどいない。

仕事の疲れを癒す、頭をすっきりさせる、頭の働きをよくするというのも、医学的には一般的な見解とはいえない。しかし緊張した仕事が続くと、息抜きや休憩が必要となる。そんな時の煙草に、開放感を覚え活力に繋がると感じる人は多い。また間をもたせたり一息入れるなど、対人関係の緊張をほぐすのによいと思う人も多い。これらは、ニコチンが作用する効能だといわれる。

煙草の煙は、空薫や間香のように、香りを楽しむという魅力もある。ゆったりとさせ溶け込むように魅了させる力がある。メンソール煙草、葉巻煙草など、本来のものに新たな香りを加えたり、本来の煙草の香りを強調するようなものも作られている。

その他、珈琲・茶・酒などのように、嗜好品として生活に彩りやアクセントを与え、豊かなライフスタイルを支える効用もある⁰⁸⁾。

長期間喫煙していると、吸わないことで何か物足りないように感ずるものとなる。その反動として、吸ったときは爽快感が得られるようになる。吸い出した人は、この爽快感を求め吸い続けるようになる。人間の関心を引きつける力となる。喫煙者にとってこの属性

は効能といえるが、様々な悪影響に繋がるものとなる。

・関係者に収益

タバコはナス科の植物で、その葉が煙草の原料となる。喫煙者が増えれば、葉が増産される。葉の増産のため、タバコを栽培する人が増える。生産量・出荷量が増えれば、生産農家の収入が増え家計が潤う。また日本たばこ産業株式会社など煙草やその関連製品を製造したり、その運搬・販売している業者も利益を得ている。自動販売機の設置や管理を行う会社もその恩恵を受けている。

また国や地方自治体は、これらの会社や個人から法人税や所得税を徴収し、また嗜好品としてたばこ税を課している。その税収は、国税と地方税それぞれ年間1兆円程度、合計2兆円は国と地方の貴重な財源となっている。その他、消費税も徴収している⁹⁾。

今なお煙草は、健康被害を引き起こすことを知られながらも、各種産業に雇用を生み家計を支え、国や地方の財政を確保するための重要な生産物となっている¹⁰⁾。

3, 喫煙による悪影響

・喫煙者の健康

喫煙は万病のもとといわれる。運動能力や持久力が低下する。皮膚が老化したり胃潰瘍などの原因となる。肺がんをはじめ、喉頭がん、口腔・咽頭がん、食道がん、胃がん、膀胱がんなど発病しやすくなる。煙草と関係が深い肺がん死亡数は、1998年に初めて胃がんを抜きがん死亡の中で首位となった。またがんだけでなく、虚血性心疾患、脳血管疾患、慢性閉塞性肺疾患、歯周疾患などの健康障害、

低出生体重児や流産・早産などの健康被害を及ぼす危険要素といわれている¹¹⁾。

喫煙を続けると、繰り返して味わいたいという精神的欲求が強くなる。これが常習性といわれるもので、この喫煙習慣は睡眠や記憶に悪影響を与えるようになる。不安に感じ、次第に禁煙もしくは減煙したいと考える喫煙者も現れる。しかし、いったん煙草に依存すると、開放されるには禁煙の努力が必要となる。依存性が高まると、自力の禁煙は難しくなり、医者などの支援が必要となる場合もある¹²⁾。

・受動喫煙

害悪を及ぼす化学物質は、喫煙者が吸う主流煙のほかに、火のついた煙草から立ち上がる煙（副流煙）にも含まれる。フィルターを通していない副流煙は燃焼温度が低いことから、主流煙より有害物質がより多いといわれる。とりわけ、発がん物質はかなり高濃度とされる。

副流煙はアルカリ性で、周りの人が吸入すると、目・鼻・喉の粘膜が刺激され苦痛になる。受動喫煙（二次喫煙）として、喫煙者と同様もしくはそれ以上の健康被害を及ぼす。体内汚染は少しずつ進行し、結果として身体症状や精神的ストレスは、喫煙者に比べて非喫煙者の方が顕著となる。

また喫煙されていた部屋には副流煙が、壁紙・カーテン・家具などに吸着されている。部屋を換気するだけでは解消できず、その後有害化学物質を放出するようになる。この残留タバコ成分を吸い込むことは、三次喫煙といわれるが、受動喫煙以上に毒性が高いとい

う報告もある¹³⁾。

喫煙者への影響は多くの人の理解が深まっているが、二次喫煙については喫煙者と非喫煙者の間に意識のギャップがある。三次喫煙（サードハンドスモーク）については、喫煙者・非喫煙者ともに認識の程度は低い。正しい知識の周知という点では、未だ不徹底な悪影響といえる¹⁴⁾。

・吸い殻と火事

2019年の出火件数37,683件のうち、失火による火災は全体の73.5%だった。出火原因別では、煙草が3,581件で全火災の9.5%を占め最も多かった。経過別では、不適当な場所への放置によるものが2,194件と半数以上を占めていた¹⁵⁾。歩きながらや車からの投げ捨ては、喫煙者の無意識・無責任が問題である。また、ごみ箱に捨てた吸い殻が完全に消火してなかった、水をかけるなど念入りの消火がしてなかった、就寝前や外出前の消火確認が不十分だったなど、不注意、軽率さが問題とされている。しかし喫煙者の意識や行動の問題だけでなく、煙草は大惨事に繋がる危険性を併せも嗜好品だという捉え方も必要である。

二、高校生の喫煙の実態とその問題点

1, 喫煙の初まり

高校生は、動機がほとんどないまま吸い始めることが多い。主体性のなさから、何となくという自覚のない喫煙である。「みんなが吸っているから」「友人から勧められて」と、周りの雰囲気誘因となり吸い出す場合もある。なかには「大人の気分を味わいたい」「大

人社会への反抗」という動機をもって吸い始める生徒もいる。これは高校生の年齢的な特性とパーソナリティが大きく影響しているともいえる。好奇心が強い、興味をもつと行動に移しやすい、他人への関心が高い、仲間と同調しやすい、あるいは交友関係が協調的であることなどである¹⁶⁾。

ただし喫煙は初めての高校生に、味覚・臭覚などで魅了し満足させるものではない。幼い頃から慣れ親しんできた、甘さや辛さなどの旨み成分は含まれていない。煙草の煙を吸えば、むせたり、せきが出る。我慢し無理して吸うと、激しい動悸、冷汗、嘔吐、めまいなどの症状が起こる。人により、これを経験すると止めてしまうような辛さである。

しかしそもそも、心地よい味覚・臭覚を期待したものではなく、好奇心から、もしくは交友関係から吸い始めることが多いものである。人によっては、繰り返し吸っていけば心地よいものになると期待し、また周りの雰囲気気を気にかけて吸い続ける。やがて我慢して吸い続けた高校生は、煙草に含まれる物質が影響し次第に慣れてくる。しばらく続けると、煙草のないことに不自然さを感じるようになる。逆に吸った時、開放感、爽快感が感じられるようになる。

2, 喫煙者の減少

近年、我が国の男女を含めたすべての喫煙者数は減少しているが、高校生についても同様の傾向がみられる。京都府の高校の、10年間の変化をみた調査（2012年）では、この傾向は顕著に表れている。非喫煙者は、51.2%から81.9%に増加した。男子の非喫煙者は

43.3%から77.5%に、女子の非喫煙者は72.7%から88.0%に増加した。常習喫煙者は22.3%から4.0%に減少した。学年別でみた非喫煙者は、1年生58.3%から80.7%に、2年生は52.0%から82.0%に、3年生は43.3%から84.0%へと、学年が上がるとともに増加していた。一方で常習喫煙者は、1年生12.3%から4.7%に、2年生21.7%から4.0%に、3年生33.3%から3.0%と、どの学年も前回調査と比べて大きく減少していた¹⁷⁾。

厚生労働省（未成年者の喫煙および飲酒行動に関する全国調査研究グループ）も、全国の中学生・高校生を対象に調査（1996、2000、2004、2008、2010、2012年）をしているが、同様に概ね一貫した減少傾向を確認することができる¹⁸⁾。これは社会全体が煙草に対し厳しくなったこと、大人の喫煙数が減少していること、学校が取り組んだ厳しい指導が功を奏した結果だといえる¹⁹⁾。

以降も、高校生の健康への悪影響に関する情報を、より詳細かつ深刻に理解する保護者は増え続けている。我が子に規律ある学校生活を送らせ、より好ましい環境の下で安心して学習に取り組ませたいという保護者の期待は高まっている。喫煙者が減少したとはいえ、その数値は未だ不十分だと受け止められている²⁰⁾。

3. 喫煙の問題点

・学習環境の悪化

学校には施設・設備など十分な教育環境と、学識・教養があり指導技術に優れた教職員が必要である。すべての生徒がお互いを気遣い、安心して学習に取り組める雰囲気が求められ

る。

ところが、小・中学生、高校生のなかには、様々な環境で育ち、家庭が不安定で、教育を受ける余裕や意欲がない生徒もいる。集中力や持続力に欠け学習に取り組めない生徒もいる。

また、なかには、「大人の気分を味わいたい」「大人社会へ反抗したい」と思う生徒がいる。ハイカラな風采、お洒落、嗜好品や遊興に惹かれるような生徒がいる。学習・生活上のマナー・ルールを乱し、教員の指導を受け入れない生徒もいる。これらの生徒は、他の生徒に同調を求めたり、学校の雰囲気を不適切なものとすることもある。他の生徒の学習の場と時間を奪うこともある。

更に煙草など嗜好品は、高校生の小遣いで手に入るものばかりではない。その上、一度喫煙すると習慣になりやすく、煙草代が嵩み大きな負担となってくる。アルバイトをするようになれば、教科の学習などを疎かになり、当人だけでなく他の生徒にも影響を与える。

・健康上の悪影響

煙草に含まれるニコチンは、脳に作用して疲れを感じなくしリラックスさせると思っている高校生がいる。

しかし、成長期の体には、大人よりも煙草の有害成分が影響しやすい。脳が酸素欠乏状態になり、思考力や集中力が落ちる。眠気とライフスタイルにも大きな影響を及ぼす²¹⁾。授業中の学習活動や放課後の受験勉強が、面倒に感じたり嫌気が差すようになる。筋肉も酸素不足になるため、持久力が落ちて運動（スポーツ）にも悪影響を及ぼす。咳・たん・息

切れなどの症状が出やすくなる。運動部の活動などに支障をきたし、思うような成果が残せなくなる。血行が悪くなり、肌のハリ・ツヤがなくなり、シワやシミができやすくなる。歯ぐきの血流が悪くなり、歯周病の原因ともなる。

喫煙者の多くは、未成年のうちに喫煙を始めているが、成長過程にある脳に影響し、大人よりニコチン依存になりやすい。依存すると、長い間手放せなくなり、禁煙が難しくなる²²⁾。煙草を吸い始めた時期が早い人ほど、長い間吸い続ける可能性が高くなる。長期間大量の有害成分を体内に取り込むことになり、大人になってから喫煙に関する疾患、早死の危険性が高まるという問題がある。

更に、煙草はゲートウェイドラッグともいわれ、喫煙者は薬物に関心をもつ可能性が高い。コカイン、ヘロイン、覚醒剤をはじめ、違法・合法薬物が、インターネットなどを通じて比較的容易に手に入るようになった。薬物の悪影響は計り知れないものであり、さしあたり喫煙を薬物に結びつく危険な行為として捉えなければならない。

三、高校における喫煙防止指導

高校の喫煙防止指導は、健康教育や生徒指導として学校の教育活動全体を通じて行われるものである。なかでも、保健体育の教科指導、総合的な学習の時間、学校行事などの特別活動は、計画的に指導可能な主たる教育活動である。

文部科学省は、2003年からの学習指導要領において、小学校から新たに喫煙防止教育を

行い、中学校・高校の「保健体育」における指導の充実を図ることとした。そのため2004年には学習指導要領に基づいて、1996年の『新訂 喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導の手引 高等学校編』から、『喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料 高等学校編』への全面的な見直しを行った²³⁾。

2009年告示の学習指導要領では、生涯を通じて健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成するとして、内容のいっそうの改善が図られた。特に高校保健体育（科目保健）の喫煙防止の扱いについては、健康の保持増進には個人の適切な意志決定や行動選択と、それを支える社会環境づくりが大切だとして、喫煙による心身の健康や社会への影響にかかわる対策が取り扱われるようになった。これを受け2012年には改善点に添い、新たに『喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料 高等学校編』の見直しが行われた²⁴⁾。

以降ほぼ10年経過し、学習指導要領（2018年告示）が改訂となった。高校生の喫煙に関する状況も変化した。現在、教育現場ではこれまでの資料も参考とし、新指導要領の下、喫煙防止について指導が行われている。

1. 教科に関する教育活動

高校生はすでに一定の知識と判断能力をもち、また社会に対する関心も高くなっている。そのため喫煙防止については、知識を提供するだけでなく、セルフエスティームを育て、適切な意志決定や行動選択をし、実践できる行動力を身につけるよう指導が行われている。

保健体育の『保健』には、国民の健康課題や健康の考え方の指導内容として、「国民の

健康水準の向上や疾病構造の変化に伴って変わってきている」こと、「健康は様々な要因の影響を受けながら、主体と環境の相互作用の下に成り立っている」こと、「健康の保持増進には、ヘルスプロモーションの考え方を踏まえた個人の適切な意思決定や行動選択及び環境づくりが関わる」ことを取り扱うよう記されている。

生活習慣病については、「健康の保持増進と生活習慣病などの予防と回復には、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活の実践や疾病の早期発見、及び社会的な対策が必要」であると記されている。

更に喫煙と飲酒については、「生活習慣病などの要因になる」こと、また「薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならない」こと、それらの対策には、「個人や社会環境への対策が必要である」ことなどが記載されている²⁵⁾。

『家庭基礎』には、人の一生と家族・福祉の関係を学ばせる内容として、「乳幼児期の心身の発達と生活、親の役割と保育、子供を取り巻く社会環境、子育て支援について理解する」と記され、喫煙の乳幼児への影響について指導できるようになっている。また、『家庭総合』では、消費行動と意思決定に関する単元に、自立した消費者として、「生活情報を活用し、適切な意思決定に基づいて行動できるよう考察し、責任ある消費について工夫する」と記載され、喫煙に関する意志決定スキル、たばこの広告分析など指導できるようになっている²⁶⁾。

公民の『公共』では、公共的な空間を作る

私たちに関する単元に、「人間は個人として相互に尊重されるべき存在である」とともに、「対話を通して互いの様々な立場を理解し高め合うことのできる社会的な存在である」こと、「自らの価値観を形成するとともに他者の価値観を尊重することができるようになる存在である」ことについて記され、また『倫理』では、自然や科学技術に関わる諸課題と倫理に関する単元に、「生命、自然、科学技術などと人間との関わりについて倫理的課題を見だし、その解決に向けて倫理に関する概念や理論などを手掛かりとして多面的・多角的に考察し、公正に判断して構想し、自分の考えを説明、論述する」と記載され、喫煙にかかわる法律や道徳などの社会規範が、尊重すべき大切なものであると指導できるようになっている²⁷⁾。

地理歴史の『世界史探求』では、アジア諸地域とヨーロッパの再編に関する単元に、「西アジアや南アジアの諸帝国、清と日本・朝鮮などの動向を基に、アジア諸地域の特質を構造的に理解すること」と記されている。アヘン戦争などを指導する際に、人々の生活に影響を与えた嗜好品について考えさせることができる²⁸⁾。

理科の『科学と人間生活』では、これからの科学と人間生活に関する単元に、「自然と人間生活との関わり及び科学技術と人間生活との関わりについての学習を踏まえて、課題を設定し探究することで、これからの科学と人間生活との関わり方について認識を深める」とこと、「これからの科学と人間生活との関わり方について科学的に考察し表現する」とこと

身に付けると記されており、喫煙に関しては合成薬物の乱用による人間生活への影響について扱うことができる²⁹⁾。

情報の『情報Ⅰ』では、情報社会の問題解決に関する単元に、「情報やメディアの特性を踏まえ、情報と情報技術を活用して問題を発見・解決する方法を身に付ける」こと、「情報に関する法規や制度、情報セキュリティの重要性、情報社会における個人の責任及び情報モラルについて理解する」こと、「情報技術が人や社会に果たす役割と及ぼす影響について理解する」と記されているが、必要な情報を収集し整理する技術を学習する際に、喫煙の害、社会に及ぼす影響、関連機関などのテーマを設定し指導することができる³⁰⁾。

ただし、学習指導要領に示された内容は、それぞれの教科・科目の目標を理解し、もれなく正確に指導しなければならない。喫煙に関する指導をする際は、単元の目標を理解し内容に欠落がないようにしなければならない。また三年間の教科教育の中で、計画的にバランスよく喫煙指導の時間を配当しなければならない。従っていずれの学校も、指導要領の内容をすべて指導するが、喫煙に関してこれらすべての教科で扱うものではない。生徒の実態と学校の事情から、指導する教科科目を調整し、指導方法と内容が工夫されている。

2. 総合的な学習の時間・特別活動

総合的な学習の時間は、「自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する」、「学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己

の生き方を考えられるようにする」ことを目的としている。この時間は、各教科に横断的な、また総合的な課題を取り上げることになる。従って、計画的に学習テーマや学習活動として喫煙に関する指導を設定することができる。自尊感情の向上を始めとするライフスキルの形成にかかわる内容を含め、健康にかかわる危険行動の防止の一環として学習活動を展開することが可能である³¹⁾。

特別活動は、喫煙防止のより具体的な指導の機会とすることができる教育活動である。ホームルーム活動では、喫煙が本人の健康や社会に及ぼす影響を強調するだけでなく、生徒が好ましい行動をとるよう、ホームルーム担任の裁量と能力により身近な出来事を事例として指導できる。生徒会活動では、生徒の自発的、自主的な活動を通じて社会的スキルを養い、個性を発揮し達成感を味わうことにより自尊感情を高めることができる。単に喫煙防止というテーマだけでなく、好ましい学習環境を確保するという観点からも指導が可能である。更に学校行事では「健康安全・体育的行事」において、喫煙防止を単独に、もしくは喫煙に飲酒と薬物乱用防止を加えたテーマにより講演会を実施することができる。一年間に配当できる時間数は限られており、教員の努力により取り組みの工夫がなされている³²⁾。

3. 生徒指導

一般社会では環境や秩序を守るため、法などの社会規範によって人々の行動を規制している。高校では生徒が経験・知識ともに不十分なため、誤った判断をし被害を被らないよ

う、指導の基準として法とは別に規則を設けている。個々の生徒の学習と生活を守るため、必要かつ合理的な範囲内で、一般の社会人より厳しく行動を規制している。この規則は在学する生徒すべてに適用するもので、成年・未成年であるかを問うものではない。

校則の内容は、喫煙は絶対に許さないという強い姿勢を示すため、校内はもちろんのこと、校外での喫煙も禁止としている。喫煙行為をしている瞬間だけを問題にするのではなく、過去に吸った経験あれば指導している。また、煙草や喫煙具を購入したり所持すること、喫煙している高校生と同席することも禁止している³³⁾。

生徒指導としての喫煙防止指導は、学校教育のあらゆる機会を通して行われる。一般社会より厳しい基準で指導するため、教員は生徒一人一人の個性を生かし、人間味のある温かい指導として慎重に行わねばならない。また、生徒との信頼関係を大切に、生徒との好ましい人間関係の育成に努めることもその前提となっている。更に教員集団としては、喫煙から生徒を守るための方針や対策を決定し、全教師に周知徹底し共通理解を図り、喫煙に対する方針や具体的な指導方法が、保護者に理解され協力が得られるようにしている。

また喫煙させない事前指導とともに、喫煙者を見逃さないよう校内外を巡視し、早期発見に心がけている。更に早期指導が必要であり、問題が発覚した時のため、速やかに対応できる指導方針及と体制を確立している。喫煙した生徒に対しては、一般的な指導とは別に懲戒を伴う指導を行う場合がある。校長か

らの訓戒、停学、退学などの指導となることもある。厳しい懲戒の場合は、問題の背景など生徒の個々の事情にも十分留意し、単なる制裁にとどまることなく、真に教育的効果をもつものとなるよう配慮している³⁴⁾。

四、学校と家庭の連携

1、未成年者喫煙禁止法

旧未成年者喫煙禁止法は1900年に成立した。この法律は、未成年者の喫煙を禁止しているが、喫煙者への罰則は定めていない。処罰の対象となるのは、親権者と保護者、そして営業者である。2000年12月、法律は改正され、未成年者に喫煙させないため大人の責任をより明確なものにした。しかし、未成年者保護をより実質的なものとしたが、喫煙者への罰則は定められていない³⁵⁾。

未成年者は、未成年者責任能力（民法712条）、未成年者の婚姻（民法737条）、親権（民法818条）など、成人と違って法的に行動が制限されている。大人と違い法的に保護されるという考え方にたっている。民法以外でも、刑法、学校教育法、労働基準法、少年法などで守られている。未成年者喫煙禁止法はこうした未成年者を保護する法律の一つである。ところが喫煙に関しては、未成年者保護のためという趣旨が必ずしも、生徒や保護者に理解されていない場合がある。

2022年4月1日から、成年年齢を18歳とすることになった。しかし喫煙や飲酒、競輪、競馬、ポートルースなど公営ギャンブルは、民法の成年年齢引き下げに連動してない。未成年者喫煙禁止法が20歳未満の喫煙を禁止す

るのは、健康被害防止及び非行防止のためであり民法の成年年齢とその趣旨が異なっている。従って成年年齢の満18歳への引き下げ以降は、題名を「未成年者喫煙禁止法」から「二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律」とし、対象は第3条を除き全て「満二十年ニ至ラサル者」から「二十歳未満ノ者」へと一部改正されただけである。喫煙を禁止する年齢は、引き続き20歳未満であり実質的内容に変更はない。

2022年3月に卒業する高校生は、4月1日になるまでは成人ではない。しかしそれ以降の高校生は、18歳の誕生日を迎えると在学中でも成人となる。喫煙は在学中18歳の成年になっても禁止されており、20歳になるまでは認められていない。一方、成年年齢の引き下げに伴い、年齢要件が18歳に変更となった法律もある³⁶⁾。改正された民法と喫煙に関する法律について、教員・生徒・保護者の理解が不足していると、規則に従って行動してきた生徒の規範意識が揺らぐことになる。曖昧なままに指導し、喫煙という愚犯行為を黙認すると、規則を軽視するようになり触法行為をしてしまうこともあり得る。守るべき社会規範すべてについて、生徒に誤解を与えることになる。

2. 教員の喫煙自粛

嫌煙権、受動喫煙が話題になるまでは、教員の喫煙は大人の当然の行為として馴染んでいた。「生徒は未成年、大人は成年である」「成年の喫煙は法律で認められている」「健康被害は喫煙者本人の問題である」として受け入れられていた。職員室や応接室には灰皿が

置いてあり、教職員や学校への訪問者は、校内で遠慮なく喫煙していた。勤務時間中の会議、職員室での仕事も、また生徒と面接中も喫煙している教員がいた。

しかし生徒の喫煙には、周りの大人の喫煙行為が、もしくは喫煙する大人の雰囲気の影響を与えることが多い。周囲の大人である教員も、生徒の喫煙に影響を与えている。近年急激に、生徒の前だけでなく、生徒のいないところでも、教員の喫煙を控えるよう求める声が多くなった。また健康ブームといわれ、喫煙者だけでなく他の人への悪影響も説かれ、喫煙者以外にも喫煙の害に関する知識が浸透してきた。教員の学校での喫煙は禁止すべきだという意見が出されるようになった。教育委員会やメディアに、意見や苦情が多く寄せられるようになった。それらの声を受け教員は、教育者として何の制限もなしに喫煙できなくなった。他の人への影響に配慮した、健康被害をなくす対応が迫られるようになった。

職員室の喫煙場所は、換気扇の設置してある付近、隣接の手洗い場に限定するようになった。教職員の机上、会議室のテーブルにあった灰皿は撤去された。生徒に指導している時だけではなく、生徒が居るところでは吸わないことにした。職員室にアクリル板で囲んだコーナーを作り、唯一喫煙できる指定場所とする学校が増えた。やがて校舎内はすべて禁煙となり、間もなく学校の敷地内の喫煙はすべて禁止となった。文部科学省の調査(2017年)では、公立の幼稚園・小中学校・高校のうち90.4%が敷地内全面禁煙となってい

た。前回調査結果（2012年）82.6%よりも高くなりより徹底された。学校での禁煙は、全国的な流れとなった³⁷⁾。現在、喫煙が必要となった教員は、勤務時間ではない休憩時間に、校門から学校の敷地外に出て、携帯用灰皿を持参して控えめに喫煙している³⁸⁾。

公立の小・中学校、高校の教員採用の募集要項に、「職場では喫煙不可」と記載するよう求める意見がある。教育機関のうち一部の大学では、現職の教員への喫煙制限だけでなく、新たに採用する教員の募集要項に、「非喫煙者を優先して選考する」と記載している。しかし現時点では、公立の小・中学校、高校教員の任用権者であるいずれの教育委員会も、採用時に同様の条件を記載していない。採用後に職場のルールの一つとして意識啓発をし、徹底した敷地内禁煙に取り組んでいるのが実状である³⁹⁾。

3. 保護者の喫煙自粛

学校外で、両親のいずれか、もしくは地域に喫煙者がいれば、生徒はその影響を受ける。身近な大人として、家庭・地域の身近な人たちも模範を示す必要がある。

家庭では、居間や応接室に煙草や灰皿を置いているところもあるが、その数は少なくなった。来客でも席を外しベランダなど家の外で、屋外でも喫煙コーナーなどで吸うようになった。しかし、高校生へと子どもが成長につれ、家族の受動喫煙への配慮が減少するという、喫煙者のいる家庭の実態についての報告もある⁴⁰⁾。人がいないところで吸っても、衣服や建物に臭いや有害物質が残るといった問題が指摘されている。一部の高校生には、今

なお大人の喫煙行為に心を揺り動かされ、一方では受動喫煙の危険にさらされるという状況にある。

子どもが高校生になると、保護者が子に寄り添う時間は限られてくる。子どもは成長するに連れ、部活動や補習授業で帰りが遅くなる。家に帰っても、予習や復習で一人である時間が多くなる。自分自身の世界が確立され、保護者は子どもに近寄ることが難しくなる。家庭では会話の機会はもちにくく、喫煙を含め心に迫るような時間は確保できない。

また保護者が、喫煙の現場をみつけ咎めるのは難しく、やめさせるのも容易ではない。地域の人にとっても同様で、警察に連絡してもすぐには対応されないことが多い。子どもの喫煙を黙認した保護者が送検された例もあるが、法律があっても保護者や販売者が検挙された数は少ない⁴¹⁾。

4. 学校と家庭との連携

保護者の中には、喫煙を楽しむことは国民の権利として尊重されなければならない、煙草は合法的な嗜好品であり、禁煙を要求してはならないと考える人もいる⁴²⁾。学校と家庭の間では、常に意見や情報交換がなされていなければならない。広報紙などにより生徒の喫煙についての意識・関心、実態を知らせたり、学校の指導方法や内容を公開し理解を得ておく必要がある。

喫煙防止教育には、学校と家庭の連携が必要である。連携には、お互いの理解と協力が必要だが、その前提として保護者がその指導の意義を理解し、積極的に取り組もうとする意思と高い教育力が必要である。そのため学

校は、保護者の喫煙に対する意識と子どもへの関わり方を把握し、その上で、家庭における効果的な教育が実践できるよう、支援していくことが大切である。

教員と保護者が連携した指導として、定期的もしくはイベントのある時、街中を巡回し指導している。教員や保護者が補導するといっても、警察官のような強い強制力を持っていない。しかし喫煙者を発見した時、声をかければ吸いにくいだろうと、抑制効果を期待し地道な活動として実施されている。

日本たばこ産業が作った「愛され信頼されるたばこ販売店」というパンフレットには、20歳以下の人に販売しないよう一声かけようと言われている。コンビニでは、購入する人に、現金・カード支払いにかかわらず画面の20歳未満というボタンを押すよう求めている。ところが、たばこ問題情報センターでは、未成年者の喫煙本数と購買率は、総本数の10.8%と推定しているが、その煙草は主に煙草自動販売機から入手されている。未成年者喫煙禁止法では販売者を処罰対象にしているが、一方では自動販売機が着実に普及している。教員と保護者は街頭補導と並行して、コンビニの経営者や自動販売機の設置者に、配慮事項を記したパンフレットを配り、未成年者への販売について協力を要請している。

さいごに

2018年、改正された民法の成年年齢引き下げは、20歳以下の喫煙を禁止する法とは別のものである。成年となっても20歳になるまでは吸うことはできない。2022年4月1日から

改正民法が施行されるが、今後、誤解や混乱が生じることのないよう、関係機関からの通知・広報がこれまで以上に積極的に行われると思われる。教員や保護者には、各種の活動を通じて改正内容の周知に努め、20歳以下を保護する未成年者喫煙禁止法のもと、喫煙防止を徹底することが求められる。

喫煙は老若男女を問わず、喫煙者の健康・受動喫煙・三次喫煙・火災など悪影響を及ぼすもので、すべての人が控えるのが好ましい。特に高校生には、健康への悪影響から守るためだけでなく、好ましい学習環境を確保し、規範意識を身につけさせるため、一般社会の大人とは異なる厳しい指導が必要である。

高校の指導に期待されることは多い。しかしながら、成年高校生の混在によって学校に混乱が起き、困難を強いられ犠牲になるのは、保護者が大切に育ててきた高校生である。従って保護者には、喫煙についてはこれまで通り、高校の校則・生徒指導への理解・協力が求められる。生徒の健全育成・非行防止対策、問題を抱えた生徒の指導には、これまで以上に保護者の連携した指導が肝要である。

学校の努力はもちろんのこと、何よりも強い愛情で結ばれてきた高校生の保護者が、喫煙に関する問題点と法の内容を正確に理解し、積極的に対処することが必要である。

注

- 01) 厚生労働省健康局健康課「健康増進法の一部を改正する法律について」『法律のひろば』第72巻第2号、ぎょうせい、2019.03、p.4~10
- 02) 鈴木達也『喫煙伝来史の研究』思文閣出版、1999、p.311

- 03) 上野堅實『タバコの歴史』大修館書店、1998、p.96～113
- 04) 吉見逸郎・祖父江友孝「日本のたばこ問題に関する現状・歴史的背景・今後の見通しについて—我が国における喫煙の実態—」『日本呼吸器学会雑誌』第42巻第7号、日本呼吸器学会、2004、p.582
- 05) 成人喫煙率「2018年全国たばこ喫煙者率調査」日本たばこ産業（株）、<https://www.jti.co.jp/>
- 06) 尾崎米厚「未成年者の喫煙防止と受動喫煙からの保護を取り巻く環境」『法律のひろば』第72巻第2号、ぎょうせい、2019、03、p.24～33
- 07) 令和元年国民健康・栄養調査報告、厚生労働省、<https://www.mhlw.go.jp/index.html>
- 08) 小林盾・中野由美子『嗜好品の謎、嗜好品の魅力』風間書房、2018、p.2
- 09) たばこ税等に関する資料、財務省、<https://www.mof.go.jp/>
- 10) フィリップ・J. ヒルツ『タバコ・ウォーズ：米タバコ帝国の栄光と崩壊』小林薫（翻訳）、早川書房、1998、p.9～18
- 11) 健康日本21（たばこ）、厚生労働省、<https://www.mhlw.go.jp/>
- 12) 大沢源吾監修『禁煙支援—ヘルスプロフェッショナルのための煙草の知識』騒人社、2005、p.41
- 13) 日本労働安全衛生コンサルタント会『職場の受動喫煙防止の進め方』中央労働災害防止協会、2020、p.76～82
- 14) 中村真、池田紀子、後藤史子、金子瑞季「千葉県松戸圏域における受動喫煙に関する調査報告—喫煙経験の有無と受動喫煙による心身への影響との関連を中心に—」『江戸川大学紀要』江戸川大学、2020、p.298～299
- 15) 火災の現況と最近の動向『消防白書 令和2年度』消防庁2020、p.66
- 16) 岩田英樹「青少年の喫煙・飲酒行動回避のための断るスキル評価に関する基礎的研究」金沢大学人間社会研究域人間科学系、平成25（2013）年度科学研究費補助金 基盤研究（C）研究成果報告書、2014
- 17) 光井朱美・金辻治美・大槻真美子・西田秀樹・繁田正子・青木篤子「高校生の喫煙実態調査について—10年前の調査結果との比較—」『厚生指針』第59巻第5号、厚生労働統計協会、2012、p.26～27
- 18) 大井田隆（研究代表者）『未成年者の健康課題および生活習慣に関する実態調査研究』平成25年度総括研究報告書、2014、p.2
- 19) 厚生労働省の最新たばこ情報、公益財団法人健康・体力づくり事業財団、<http://www.health-net.or.jp/tobacco/front.html>
- 20) 学校敷地内の禁煙。20歳未満は喫煙を目的としない場合でも喫煙エリアへは一切立入禁止。健康増進法の一部を改正する法律、2020、4
- 21) 日本学術会議『脱タバコ社会の実現に向けて』2008、p.1～3、<https://www.scj.go.jp/>
- 22) 小林盾・中野由美子『嗜好品の謎、嗜好品の魅力』p.98～99
- 23) 文部科学省『喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料 高等学校編』2004、8
- 24) 日本学校保健会『喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料 高等学校編』2012、1、p.2
- 25) 高等学校学習指導要領（文部科学省 平成30年3月告示）第6節 保健体育、p.137
- 26) 高等学校学習指導要領（文部科学省 平成30年3月告示）第9節 家庭、p.182、p.187
- 27) 高等学校学習指導要領（文部科学省 平成30年3月告示）第3節 公民、p.82、p.85
- 28) 高等学校学習指導要領（文部科学省 平成30年3月告示）第2節 地理歴史、p.72
- 29) 高等学校学習指導要領（文部科学省 平成30年3月告示）第5節 理科、p.103
- 30) 高等学校学習指導要領（文部科学省 平成30年3月告示）第10節 情報、p.192
- 31) 高等学校学習指導要領（文部科学省 平成30年3月告示）第4章 総合的な学習の時間、p.475
- 32) 高等学校学習指導要領（文部科学省 平成30年3月告示）第5章 特別活動、p.478
- 33) 「高校寮の火災で焼け跡から灰皿 愛知、学校が会見」日本経済新聞、2013、05、11、問題点として高校の指導の在り方。
- 34) 文部科学省『生徒指導提要』2010、p.3～5
- 35) 新未成年者喫煙禁止法、第三条 親権を行う者及び監督者に対する罰則、第四条 販売者に対する罰則
- 36) 成年年齢の引下げに伴う年齢要件の変更について、財務省、<https://www.moj.go.jp/>
- 37) 平成29年度受動喫煙防止対策実施状況の調査結果について、文部科学省、<https://www.mext.go.jp/>

- 38) 渡津英一郎「民法の成年年齢引き下げに伴う高校教育への影響と対応策 - 保護者の学校への理解と協力・教育費負担 -」『教職課程年報 第8号』愛知大学2019,3, p.38
- 39) 教職員採用募集要項における「職場喫煙不可」の明記について、島根県（教育庁学校企画課）<https://www.pref.shimane.lg.jp/>
- 40) 上田晃子、塚本和也、山入高志、柏井健作、坂口健太郎、木下智弘、西岡正好、中田秀則「小中高校生の家庭内受動喫煙の現状と受動喫煙が及ぼす健康影響に関する検討」『禁煙科学』vol.14,02、2020、p.6～7
- 41) 未成年者喫煙禁止法違反の検挙状況「未成年者による喫煙・飲酒防止対策に関する調査研究報告書」、未成年者による喫煙・飲酒防止対策に関する調査研究会、財団法人社会安全研究財団、2005,3、p.5
- 42) 野田たけしオフィシャルサイト、<https://nodatakeshi.com/report/page/32/>
“喫煙を愉しむこと”と“受動喫煙を受けたくないこと”は、ともに国民の権利